

3)振動の保全への取り組み

予測の結果から、建設機械の稼動に伴う振動は振動規制法の特定建設作業に係わる振動の規制基準75dB(表 2.2.7.2-7)を下回り、工事用車両の走行に伴う道路交通振動は振動規制法の道路交通振動の要請限度 65dB(表 2.2.7.2-8)を下回るが、工事中の配慮事項として、現在、事業区域内で実施している工事中の保全措置を今後も取り組むこととしている。具体的な内容を下記に示す。

- 低振動型建設機械を使用する。
- 作業方法を改善する。
 - ・建設機械の複合同時稼働、高負荷運転を極力避ける
 - ・路面平坦性の維持